

品質表示基準の見直しについて

「ショートニング」

ショートニング品質表示基準の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成１９年１０月２日

1 趣旨

「ＪＡＳ規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成１７年８月農林物資規格調査会決定）に基づき、ショートニング品質表示基準（平成１２年１２月１９日農林水産省告示第１６７４号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

ショートニングは、消費者向けの製品がごく僅かなこと、名称規制については消費者に重大な誤認を与えないことから、加工食品品質表示基準別表４の名称規制の対象から削除するとともに、これにより表示内容については加工食品品質表示基準とほぼ同様となるので、ショートニング品質表示基準は廃止する。

ショートニング品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1674号

改正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号

(趣旨)

第1条 ショートニング(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、「ショートニング」とは、食用油脂(食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年3月31日農林省告示第523号)第2条に規定する香味食用油を除く。以下同じ。)を原料として製造した固状又は流動状のものであって、可塑性、乳化性等の加工性を付与したもの(精製ラードを除く。)をいう。

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「ショートニング」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあっては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「大豆油」、「豚脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあっては「食用植物油脂」と、豚脂等の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

附 則(平成12年農林水産省告示第1674号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。